

原子力災害対策本部長 殿

警戒区域への一時立入実施にかかる要望（浪江町）

警戒区域内への一時立入を円滑に実施するため、以下の点を実現できるよう要請します。

1. 可能な限り早期に住民の一時立入を実現するため、浪江町では、大型バス等の交通手段を独自に借り上げる用意がある。この借上に要する費用を団体負担していただきたい。その理由として、このままのペースで続けると、少なくとも八月末までかかり、住民の不信感が増幅されることは必至である。
2. 今次一時立入では、一世帯あたり、70センチメートル四方の袋一枚程度に収納できる荷物のみ持ち出し可能となっているが、生活に必要な物品の持ち出しとしては全く不足である。従って、原子力発電所の安定化状況を勘案しつつ、警戒区域への自由な立入を認める期間を2週間程度設けることにより、必要な物品の持ち出しができるよう、配慮いただきたい。
3. 一時立入に参加した者が行方不明とならないよう、警察等による警備には万全を尽くしていただきたい。また、参加者に急病人が出ることが考えられることから、救急体制に万全を尽くしていただきたい。
4. 家畜の死骸等の影響により、衛生状態が悪くなっている。家畜の死骸等への対処に苦慮している世帯への適切な支援を要望する。
5. 高齢者等にとって、タイベック・スーツ等の着用は身体的に負担が大。空調つき防護服の活用等、最大限の配慮を要望する。また、スクリーニング会場に飲料水を用意する等のきめ細やかなサービスをお願いしたい。

平成23年5月20日

浪江町長 馬場 有  
〔浪江町長印〕